

【ドイツ】ガスの使用削減・輸入価格高騰の対策に関する法律

海外立法情報課 山岡 規雄

* ロシアによるウクライナ侵攻以降の天然ガス供給の不安定化とこれに伴うエネルギー企業の経営悪化を受け、発電の際のガス使用の削減やエネルギー供給企業の救済、ガス輸入価格の高騰の公平な費用負担等を目的とする法律が制定された。

1 法律制定の背景

ロシアのウクライナ侵攻後の天然ガス供給の不安定化という事態に直面し、ドイツは、冬期のエネルギーの確保の観点からガス使用の削減に取り組まざるを得なくなった。このため、2022年6月21日に連立与党の会派は、発電部門におけるガス使用の削減を目的とした法律案（エネルギー経済法¹の改正が主な内容）を連邦議会に提出した²。

一方、2022年6月下旬から、ドイツの大手エネルギー企業であるユニパーの経営危機が深刻化し、連邦政府に救済を求めるという事態に至った³。同月中旬以降、パイプライン「ノルドストリーム」を経由したロシアからの天然ガス供給量が6割近く削減されたため、ユニパーは、不足分を市場からの短期のスポット取引で調達したものの、顧客との契約により、スポットで仕入れた高額のコストを販売価格に転嫁することができず、業績が大幅に悪化したためである⁴。こうした事態を受け、委員会審査の段階で上記の法律案に大幅な修正（エネルギー確保法⁵の改正が主な内容）が加えられた。具体的には、連邦が基幹エネルギー企業を救済するための規定の追加やガス価格の調整に関する規定の改正が修正内容である。

委員会修正を受けた法律案は、2022年7月7日に連邦議会で可決され、翌日には連邦参議院が可決した。同月11日、「エネルギー経済法及びその他のエネルギー経済の規定の改正による急迫のガス不足状態の場合における電力部門におけるガス使用の削減のための代替発電所の準備に関する法律」⁶として公布され、一部の規定を除き、その翌日に施行された。

2 法律の主な内容

(1) ガス供給に関する緊急事態における予備の発電所の活用

ドイツには、送電線の混雑解消を目的とした再給電用の電源として、普段は休止しており必要時のみ稼働する老朽化した火力発電施設を確保する「系統リザーブ (Netzreserve)」⁷という

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年9月7日である。

¹ Energiewirtschaftsgesetz vom 7. Juli 2005 (BGBl. I S.1970, 3621)

² BT-Drs. 20/2356. <<https://dserver.bundestag.de/btd/20/023/2002356.pdf>>

³ „Gaskunden droht Zusatzzahlung,” *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 2022.7.1.

⁴ 「独、エネ大手を救済検討」『日本経済新聞』2022.7.6.

⁵ Energiesicherungsgesetz vom 20. Dezember 1974 (BGBl. I S.3681)

⁶ Gesetz zur Bereithaltung von Ersatzkraftwerken zur Reduzierung des Gasverbrauchs im Stromsektor im Fall einer drohenden Gasangellage durch Änderungen des Energiewirtschaftsgesetzes und weiterer energiewirtschaftlicher Vorschriften vom 8. Juli 2022 (BGBl. I S.1054)

⁷ 「[EU・ドイツ] 欧州委、独の系統リザーブを2020年までに限定して認可」2017.1.18. 電気事業連合会ウェブサイト <https://www.fepc.or.jp/library/kaigai/kaigai_topics/1255724_4115.html> 系統リザーブに関するより詳細な説明については、次を参照。„Was sind Netzreserve, Kapazitätsreserve & Sicherheitsbereitschaft?“ Next Kraftwerke website <<https://www.next-kraftwerke.de/wissen/netzreserve-kapazitaetsreserve-sicherheitsbereitschaft>>

制度がある。今回の法律改正により、ガス供給不足の緊急時⁸に、最長で 2024 年 3 月 31 日まで、こうした系統リザーブの状態にある発電所施設のうち、ガスを使用しないものについて電力市場への参入が認められるほか、閉鎖が予定される施設についても、その期限が延長されることとなった（エネルギー経済法第 50a 条）。このほか、2022 年 10 月に閉鎖が予定されていた 5 つの褐炭火力発電所についても、閉鎖が 2024 年 3 月 31 日まで延期され、供給リザーブ（Versorgungsreserve）の状態に移行し、ガス使用の節約のための予備の発電所として待機することとなった（同法第 50d 条）⁹。

(2) 基幹エネルギー企業の救済

経営危機に陥った基幹エネルギー企業を連邦の資本注入により救済することを容易にするため、会社法上の議決権に関する特例等を設ける規定がエネルギー確保法に追加された（エネルギー確保法第 29 条）。これは、新型コロナウイルス感染症のまん延により打撃を受けた企業（ルフトハンザ航空など）の救済のために利用された手法に倣い、一定の条件を付しつつ経済安定化加速法¹⁰の規定を適用するものである¹¹。

(3) ガス価格の調整に関する規定の改正

2022 年 5 月のエネルギー確保法の改正により、ガス輸入量の大幅な減少の際にエネルギー供給企業が価格調整を行う権利は、既に保障されていたが¹²、今回の改正により、不当な価格の上乗せの禁止など価格調整を行う際の条件が詳細に規定し直された（エネルギー確保法第 24 条）。また、企業による価格調整とは別に、ガス購入・販売の収支の決算を調査する権限・義務を有する者¹³が、代替的なガス購入により高額を負担を負ったガス輸入業者の申請に基づき調整金を支払い、バランシンググループ責任者（Bilanzkreisverantwortliche）¹⁴にこれを転嫁する仕組みが創設された（同法第 26 条）¹⁵。バランシンググループ責任者は、この負担を契約ベースで顧客にガス価格の一部として上乗せすることができる¹⁶。この仕組みが利用された場合には、エネルギー供給企業は、第 24 条に規定する価格調整の権利を行使することができない¹⁷。

⁸ 欧州議会・欧州理事会規則第 2017/1938 号第 8 条第 2 項 b 及び第 11 条第 1 項に規定する警戒段階（Alarmstufe）又は緊急段階（Notfallstufe）に該当する場合。同規則については、次を参照。島村智子「【EU】天然ガスの安定供給確保に関する規則」『外国の立法』No.274-2, 2018.2, pp.6-7. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11040399_po_02740202.pdf?contentNo=1>

⁹ ただし、この措置の発動は、欧州委員会による許可が前提条件となっている（エネルギー経済法第 50d 条第 9 項）。

¹⁰ Wirtschaftsstabilisierungsbeschleunigungsgesetz vom 17. Oktober 2008 (BGBl. I S. 1982, 1986)

¹¹ BT-Drs. 20/2664, S.21. <<https://dserver.bundestag.de/btd/20/026/2002664.pdf>>

¹² 山岡規雄「【ドイツ】エネルギー確保法の改正」『外国の立法』No.292-2, 2022.8, pp.4-5. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_12312711_po_02920202.pdf?contentNo=1>

¹³ 2022 年 8 月 8 日に公布された調整金に関する法規命令（Gaspreisanpassungsverordnung vom 8. August 2022 (BAnz AT 08.08.2022 V1)）の説明資料では、この権限・義務を有する者として、ドイツのガス会社の共同企業体であるトレーディング・ハブ・ヨーロッパ社（Trading Hub Europe GmbH）の名が挙げられている。BT-Drs. 20/2985, S.22. <<https://dserver.bundestag.de/btd/20/026/2002664.pdf>>

¹⁴ 「バランシンググループ（Bilanzkreis）」とは、ガス取引における市場の仮想の最小単位であり、需給調整の役割を担うものとされる。„Was ist ein Bilanzkreis?“ Next Kraftwerke website <<https://www.next-kraftwerke.de/wissen/bilanzkreis>>

¹⁵ この価格調整の仕組みは、「決算に基づく価格調整（saldierte Preisanpassung）」と呼ばれる。

¹⁶ 以上は、法律の文言に基づく解説であるが、次の記事は、「ガス輸入業者」の例としてユニパーを挙げ、「バランシンググループ責任者」を「ガス供給者」及び「大量消費者」、「顧客」を「個人及び企業」の「顧客」と言い換えて分かりやすく解説している。„»Murks« mit Ansage,“ *Der Spiegel*, 2022.8.13, S.74-75.

¹⁷ *op.cit.*(11), S.20. 連邦政府は、第 26 条に基づく「決算に基づく価格調整」の仕組みを利用することを決定し、前掲注(13)の法規命令を制定した。第 24 条に規定する企業の価格調整に委ねなかった理由については、次を参照。„Fragen und Antworten zur Gasumlage zur Sicherung der Gas- und Wärmeversorgung.“ 2022.9.5, Ministerium für Wirtschaft und Klimaschutz website <https://www.bmwk.de/Redaktion/DE/Downloads/F/faq-gasumlage.pdf?__blob=publicationFile&v=8>